

宇城広域連合告示第12号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び宇城広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成30年宇城広域連合条例第8号）第3条の規定により、次のとおり宇城広域連合が設置するエネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る生活環境影響調査結果を縦覧に供します。

令和元年11月18日

宇城広域連合長 守田 憲史

1 縦覧内容

(1) 縦覧図書

宇城広域連合エネルギー回収型廃棄物処理施設生活環境影響調査書

(2) 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質

2 縦覧に供する場所及び期間

(1) 縦覧場所

宇城広域連合事務局（熊本県宇城市松橋町久具396-2）

宇城広域連合宇城クリーンセンター（熊本県宇城市松橋町萩尾1775-3）

(2) 縦覧期間

令和元年11月27日（水）から令和元年12月27日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日は除く。）

3 施設の概要

(1) 施設の名称

宇城広域連合宇城クリーンセンター

(2) 施設の設置場所

熊本県宇城市松橋町萩尾1775-3

(3) 施設の種類

焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

(4) 処理対象物

家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクルプラザ工場からの可燃残渣、し尿脱水汚泥（助燃剤）、し渣、災害廃棄物

(5) 処理能力：95 t /日 以下

4 意見書の提出

施設の設置に関して利害関係を有する人は、宇城広域連合長に生活環境保全上の見地から意見書を提出することができます。

なお、意見書様式はホームページからダウンロードして頂くか縦覧場所に用意しています。

※利害関係を有する人とは、周辺（当尾校区）に居住している方及び周辺（当尾校区）で事業を営んでいる方等が含まれます。

5 意見書の提出期限

令和元年11月27日（水）から令和2年1月20日（月）まで

※持参の場合：期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分まで受付します。

※郵送の場合：令和2年1月20日（月）までの消印のあるものに限り、受け付けます。

6 意見書の提出先

持参の場合：宇城広域連合事務局（熊本県宇城市松橋町久具396-2）

郵送の場合：〒869-0532

宇城広域連合事務局環境施設整備課

FAXの場合：0964-32-4152

電子メールの場合：shisetsuseibi@uki-kouikirengo.or.jp

※持参以外で提出する場合は、提出先への到着確認を電話で行ってください。

7 意見書の取扱いについて

提出された意見書については宇城広域連合の見解をまとめ、当連合ホームページで公表する予定です。意見書を提出された方の個人情報等は公表しません。また、提出された意見書に対しての個別の回答及びこの告示に直接関係しない意見書についての回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

8 お問い合わせ先

宇城広域連合事務局環境施設整備課

〒869-0532 熊本県宇城市松橋町久具396-2

TEL:0964-32-4153 FAX:0964-32-4152